

第2次名護市スポーツ推進計画

2025-2034

価値創造、つながりによる
「スポーツのまち・なご」の実現

第2次名護市スポーツ推進計画について

計画策定の趣旨

名護市では、平成27(2015)年3月に「名護市スポーツ推進計画」を策定し、生涯スポーツの推進やスポーツを通じた地域活性化による魅力ある名護市づくりに向けてスポーツ環境の充実等を図ってまいりました。

一方、スポーツに関する国の政策動向を見ると、令和3(2021)年度に策定された第3期スポーツ基本計画をはじめ、スポーツ実施率の向上や女性活躍推進、障害者スポーツや学校体育・運動部活動に関する政策などが進められています。

こうした中で、第1次名護市スポーツ推進計画の計画期間終了を迎えるにあたり、名護市を取り巻く社会状況の変化や名護市のスポーツ施策に関する現状及び課題を踏まえて、スポーツ活動の推進に加えて、スポーツを通じたまちづくりとして、健康長寿や共生社会の実現、産業振興などの「スポーツのまち・なご」の実現に向けた取組を引き続き推進するため、「第2次名護市スポーツ推進計画(以下、「本推進計画」という。)」を策定しました。

本推進計画の計画期間

本推進計画の計画期間は令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間としています。

※但し、5年ごとに外部環境などの変化や指標の達成状況を考慮し、計画の見直しを行う可能性があります。

本推進計画における「スポーツ」の定義

「スポーツ」について、スポーツ基本法の前文では「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と示しています。また、国の「第3期スポーツ基本計画」では、「スポーツ」とは「「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つもの」と定義されています。

これらの定義に加えて、本推進計画における「スポーツ」には、陸上競技や球技、武道など競技性の高いものだけでなく、学校における体育活動や健康づくり、介護予防などのために行うウォーキングや体操などの軽い運動、遊びの要素を取り入れるなど楽しみながら体を動かすレクリエーション活動、通勤・通学時の徒歩や自転車利用、階段昇降といった日常生活で意識的に行う身体活動なども含むものとします。

さらに、本基本構想においては、名護市の企業誘致、スマートシティの取組等と連動する形で「気軽に楽しめる身体活動に加えて、社会課題の解決、新たな価値創出の核になる活動」までも含むものとします。

本推進計画の体系

本計画の基本的な考え方

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものです。また、スポーツをすることで得られる「楽しさ」や「喜び」はスポーツの価値の中核であり、継続してスポーツをすることで、心身の健全な発達や健康及び体力の保持増進が図られることに加えて、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、生きがいに満ちた生き方を実現することができます。

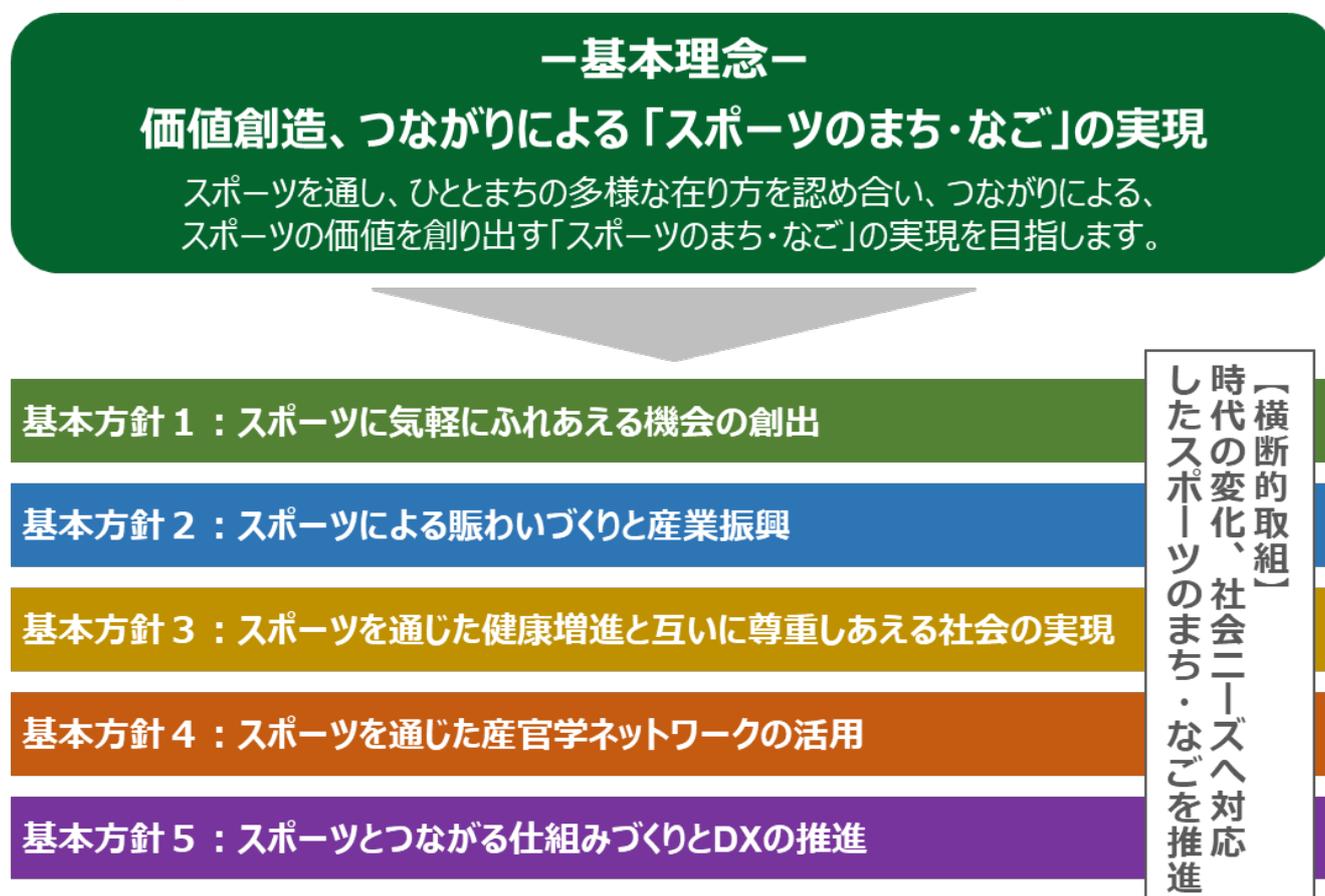
こうした、スポーツそのものが持つ価値に加えて、スポーツを通じた青少年の健全育成や健康長寿社会の実現、人や地域の交流促進と地域の一体感の醸成、障がいへの理解の促進と共生社会の実現、経済発展への寄与など、スポーツは社会的にも多くの役割を果たすことが期待されています。

また、市民をはじめとするスポーツ団体、事業者、観光客等に対して、これまで以上に積極的に情報発信を行い、スポーツを「する」「みる」「ささえる」などの様々な形でスポーツに自発的に関わられる機会を提供することも重要となっています。

こうしたことを踏まえて、名護市のまちづくりの中核である「つながり」をキーワードとし、名護市のスポーツ推進の基本理念を以下のように定めます。

また策定した基本理念をもとに、策定プロセスの中で整理した施策方向性を再検討し、基本方針として文言を整理し、基本理念及び基本方針の関係性を以下のように整理しました。

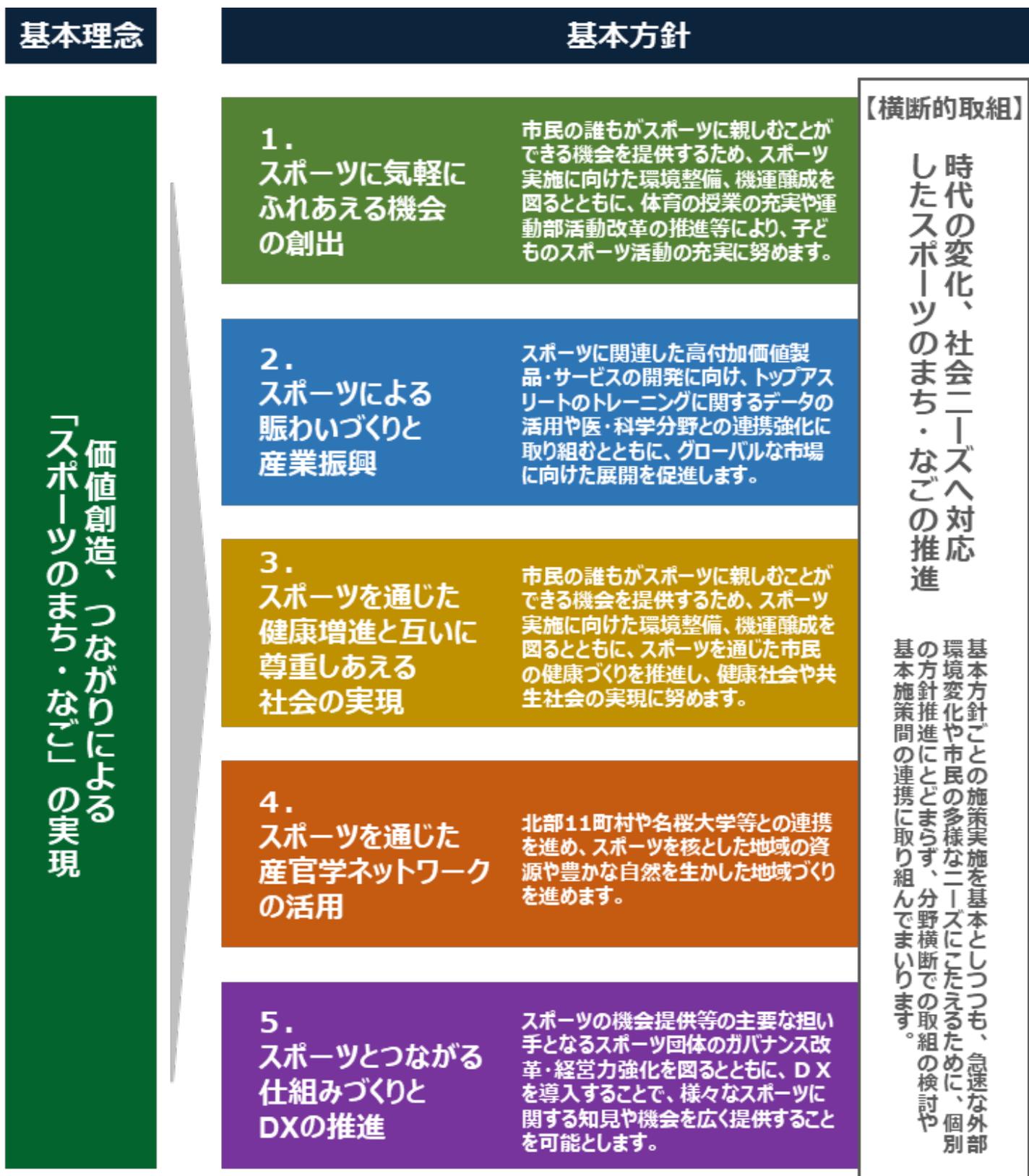
図表1 基本理念及び基本方針の整理図



基本理念・基本方針・基本施策の体系図

これまでに整理した基本理念や基本方針に加え、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえ、基本施策を策定しました。加えて、基本理念、基本方針、基本施策の体系、及び各基本方針に関連する SDGs の項目を以下の通り整理しました。

図表 2 基本理念・基本方針・基本施策の体系図



参考) SDGs の 17 ゴールのマーク



基本施策

- 1-1 生涯スポーツの推進
- 1-2 競技スポーツの推進
- 1-3 子どもたちのスポーツ活動の支援



- 2-1 スポーツ関連産業の創出
- 2-2 プロチームの受け入れ強化による
スポーツコンベンション・スポーツツーリズムの促進
- 2-3 スタジアム・アリーナ及び市内スポーツチーム等の
地域資源を活用したまちづくり
- 2-4 スポーツの国際交流・協力



- 3-1 スポーツを通じた健康増進
- 3-2 スポーツを通じて互いに尊重しあえる社会の推進
- 3-3 スポーツを通じてつながり、支え合える社会の推進



- 4-1 北部11町村と連携したスポーツツーリズムの推進
- 4-2 地域団体と連携した地域のスポーツ環境の構築
- 4-3 各スポーツ競技団体の指導者の育成



- 5-1 スポーツ施設の整備拡充
- 5-2 一人も取り残さないスポーツへの「アクセス」の確保
- 5-3 スポーツ界におけるDXの推進
- 5-4 スポーツの安全・安心・健全性の確保



基本方針 1

スポーツに気軽にふれあえる機会の創出

市民の誰もがスポーツに親しむことができる機会を提供するため、スポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を図るとともに、体育の授業の充実や運動部活動改革の推進等により、子どものスポーツ活動の充実に努めます。

基本施策

- 1-1 生涯スポーツの推進
- 1-2 競技スポーツの推進
- 1-3 子どもたちのスポーツ活動の支援

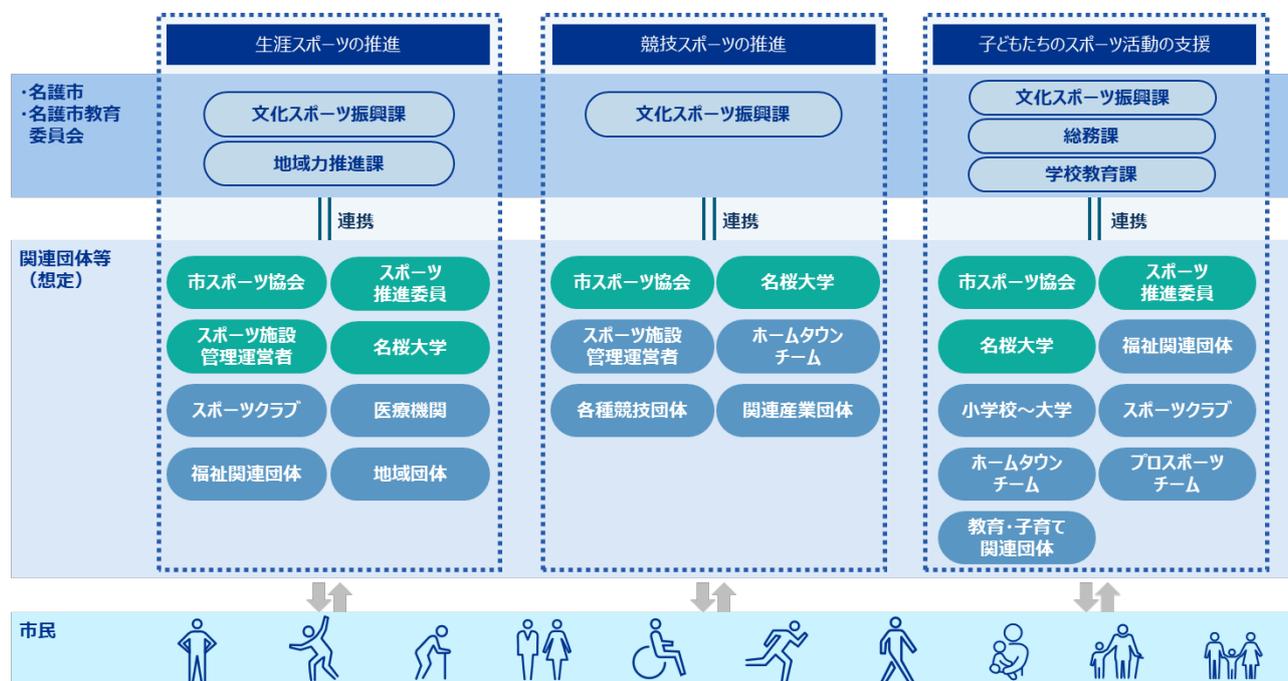
基本施策の成果指標

- ・市民のスポーツ実施率：70%
- ・競技スポーツ人口：8,000人
- ・運動が好きな子どもの割合：80%

主な取組の例

- ・ライフステージに応じたスポーツ教室の開催
- ・スポーツ推進委員の活動環境の充実
- ・総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援
- ・生涯スポーツ実施促進に向けた広報活動
- ・スポーツ関係団体の活動の活発化
- ・県レベルの大会やスポーツイベントの開催
- ・データを活用したアスリートの育成強化
- ・子どもから大人まで各世代に応じた指導体制の充実
- ・県外大会への派遣支援
- ・プロ選手やトップアスリートによる子ども向けスポーツ教室の開催
- ・スポーツ活動に関わりの少ない子どもたちへの支援
- ・学校における体力向上
- ・市立中学校における運動部活動の地域展開の推進
- ・名桜大学と連携した各種スポーツ推進活動

図表3 「基本方針1 スポーツに気軽にふれあえる機会創出」の推進体制（イメージ）



※緑色の関連団体は当該施策実行にあたり特に密な連携が必要と考えられる団体

基本方針2

スポーツによる賑わいづくりと産業振興

スポーツに関連した高付加価値製品・サービスの開発に向け、トップアスリートのトレーニングに関するデータの活用や医・科学分野との連携強化に取り組むとともに、グローバルな市場に向けた展開を促進します。

基本施策

- 2-1 スポーツ関連産業の創出
- 2-2 プロチームの受け入れ強化によるスポーツコンベンション・スポーツツーリズムの促進
- 2-3 スタジアム・アリーナ及び市内スポーツチーム等の地域資源を活用したまちづくり
- 2-4 スポーツの国際交流・協力

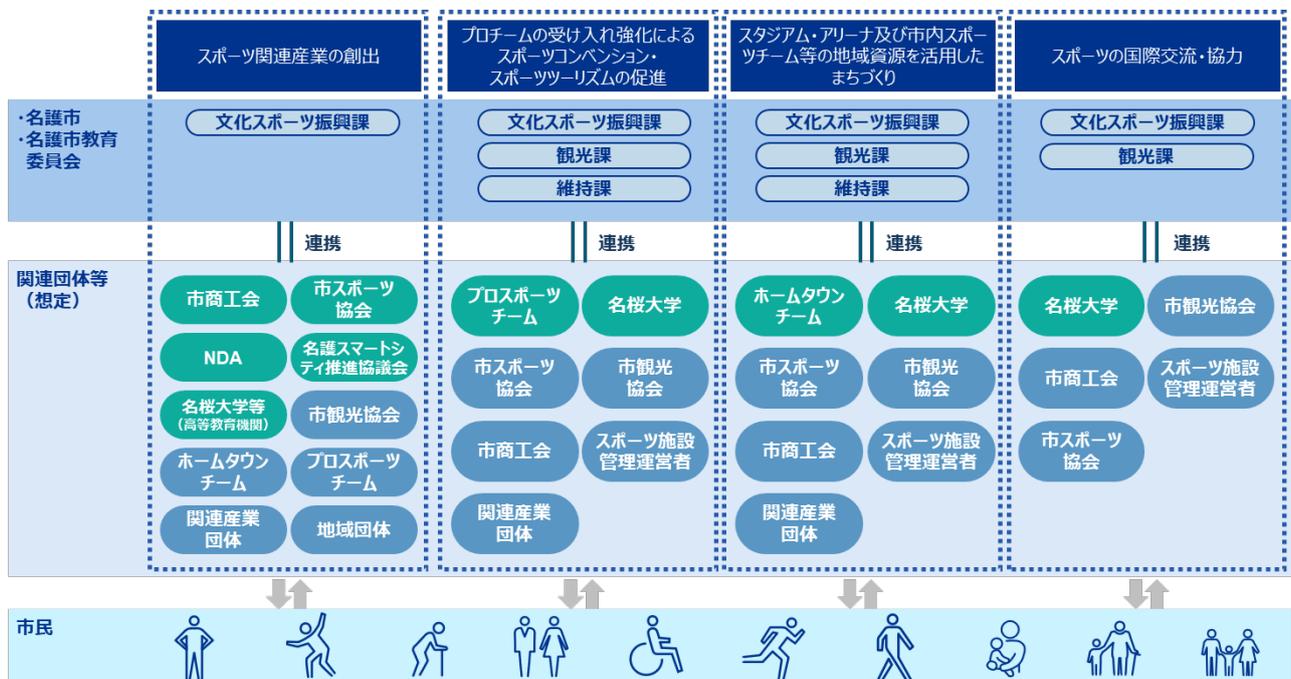
基本施策の成果指標

- ・スポーツ産業関連事業の創出件数：3件
- ・プロチームファンなどのキャンプ関連の観光客数：30,000人
- ・スポーツ関連施設の利用者数：428,000人
- ・海外スポーツ団体の受入数：5回

主な取組の例

- ・スポーツ関連産業創出に向けた環境構築
- ・プロチームのキャンプ訪問観光促進
- ・プロチームのキャンプ誘致
- ・国際競技大会や大規模スポーツイベントの誘致・開催
- ・市内スポーツチーム等を活用したまちづくり
- ・スポーツを通じた国際交流・協力の推進
- ・国際競技大会の招待・開催に対する支援

図表4 「基本方針2 スポーツによる賑わいづくりと産業振興」の推進体制（イメージ）



※緑色の関連団体は当該施策実行にあたり特に密な連携が必要と考えられる団体

基本方針3

スポーツを通じた健康増進と互いに尊重しあえる社会の実現

市民の誰もがスポーツに親しむことができる機会を提供するため、スポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を図るとともに、スポーツを通じた市民の健康づくりを推進し、健康社会や共生社会の実現に努めます。

基本施策

- 3-1 スポーツを通じた健康増進
- 3-2 スポーツを通じて互いに尊重しあえる社会の推進
- 3-3 スポーツを通じてつながり、支え合える社会の推進

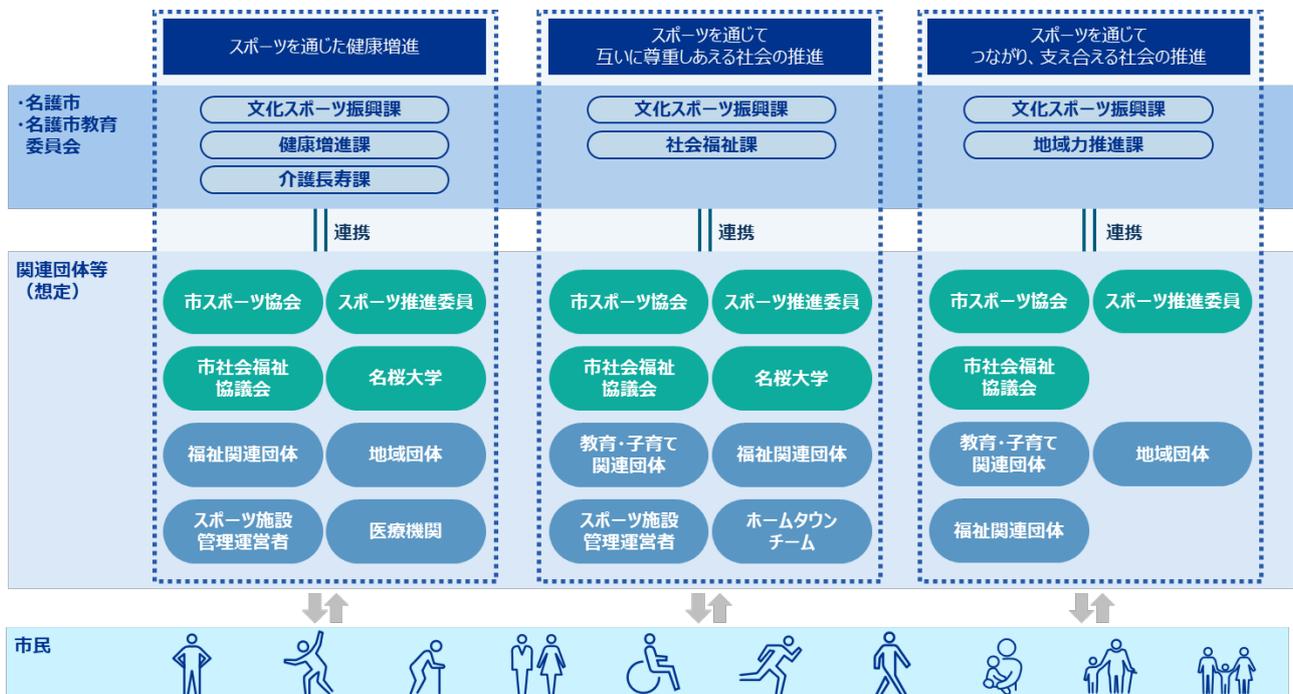
基本施策の KPI

- ・市民のスポーツ実施率：70%
- ・障がい者スポーツ・レクリエーション大会の参加者数：150人
- ・運動系サークル団体数：15団体
- ・スポーツ推進委員主催イベント参加者数：660人

主な取組の例

- ・市内スポーツイベントの紹介及び連携
- ・健康ポイント事業を活用した健診事業と市内スポーツイベントとの連携
- ・福祉関係団体と連携したスポーツによる健康増進促進
- ・住民を主体とする介護予防活動の普及
- ・障がい者スポーツの推進
- ・障がい者スポーツ体験イベントの開催
- ・仕事や子育てによりスポーツから離れた方へのスポーツ機会創出支援
- ・名城大学による市民の誰もが気軽に参加できる健康増進活動との連携
- ・多様な世代との交流促進

図表5 「基本方針3 スポーツを通じた健康増進と互いに尊重しあえる社会の実現」の推進体制（イメージ）



※緑色の関連団体は当該施策実行にあたり特に密な連携が必要と考えられる団体

基本方針4

スポーツを通じた産学官ネットワークの活用

北部11町村や名桜大学等との連携を進め、スポーツを核とした地域の資源や豊かな自然を生かした地域づくりを進めます。

基本施策

- 4-1 北部11町村と連携したスポーツツーリズムの推進
- 4-2 地域団体と連携した地域のスポーツ環境の構築
- 4-3 各スポーツ競技団体の指導者の育成

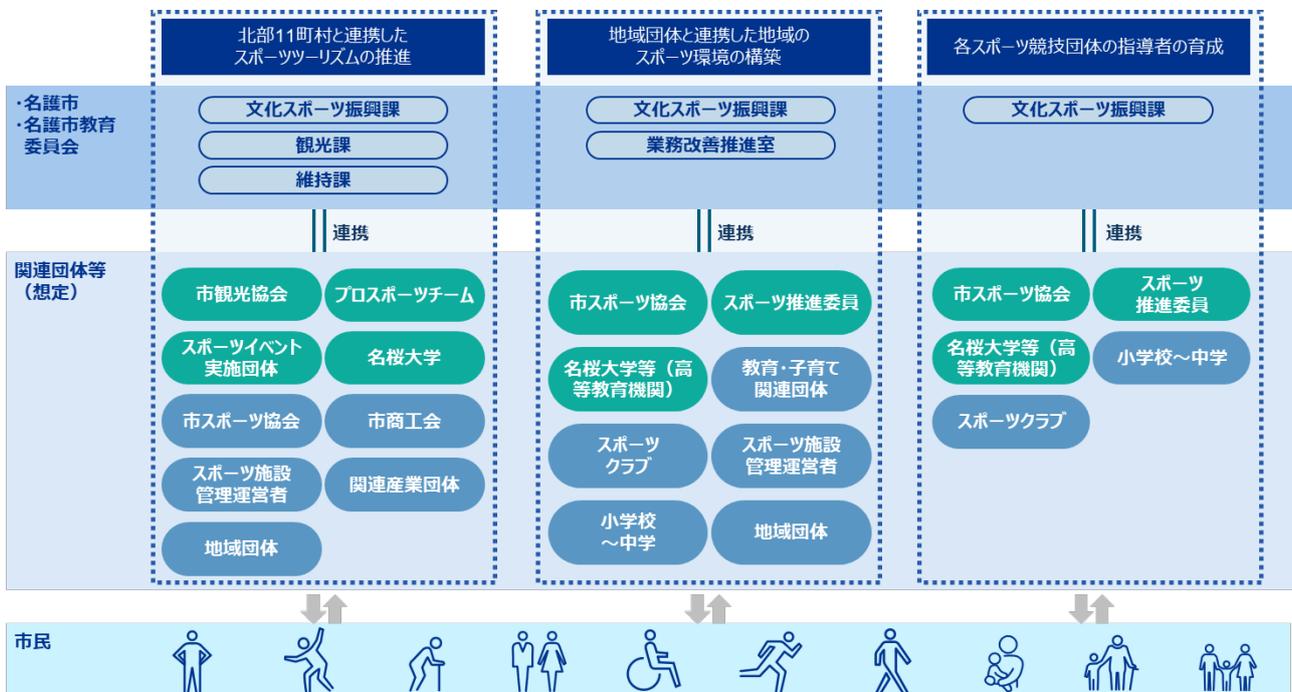
基本施策の成果指標

- ・宿泊施設入込客数：1,027,000人
- ・講習を受けた指導者数：500人
- ・スポーツ関連施設の利用者数：428,000人

主な取組の例

- ・国際競技大会や大規模スポーツイベントの誘致・開催
- ・北部11町村と連携した個人・団体向けスポーツツーリズムの推進
- ・サイクルツーリズムの推進
- ・武道ツーリズムの推進
- ・総合型地域スポーツクラブの設立支援
- ・地域のスポーツ団体（スポーツ少年団やクラブチーム等）の体制強化
- ・地域のスポーツ環境・施設情報の見える化
- ・多様なスポーツニーズに対応した指導者養成講座の提供
- ・スポーツ指導・経営人材育成
- ・名桜大学と連携した学生への指導環境の充実

図表6 「基本方針4 スポーツを通じた産学官ネットワークの活用」の推進体制（イメージ）



※緑色の関連団体は当該施策実行にあたり特に密な連携が必要と考えられる団体

基本方針5

スポーツとつながる仕組みづくりとDXの推進

スポーツの機会提供等の主要な担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化を図るとともに、DXを導入することで、様々なスポーツに関する知見や機会を広く提供することを可能とします。

基本施策

- 5-1 スポーツ施設の整備拡充
- 5-2 一人も取り残さない
スポーツへの「アクセス」の確保
- 5-3 スポーツ界におけるDXの推進
- 5-4 スポーツの安全・安心・健全性の確保

基本施策の成果指標

- ・スポーツ関連施設の利用者数：428,000人
- ・市民のスポーツ実施率：70%
- ・スポーツの環境改善に活用されたテクノロジー数：5件
- ・研修を受けたスポーツ団体数：100団体

主な取組の例

- ・スポーツ施設の環境改善
- ・スポーツ施設の充実
- ・名護市全域におけるスポーツの振興
- ・スポーツを通じた多様な社会課題の解決
- ・競技力向上のためのデジタル技術の活用
- ・スポーツ施設運営におけるICTの活用促進
- ・ガバナンス・コンプライアンス研修等を通じたスポーツ団体の組織運営の透明化
- ・アスリートに対する相談窓口の強化

図表7 「基本方針5 スポーツとつながる仕組みづくりとDXの推進」の推進体制（イメージ）

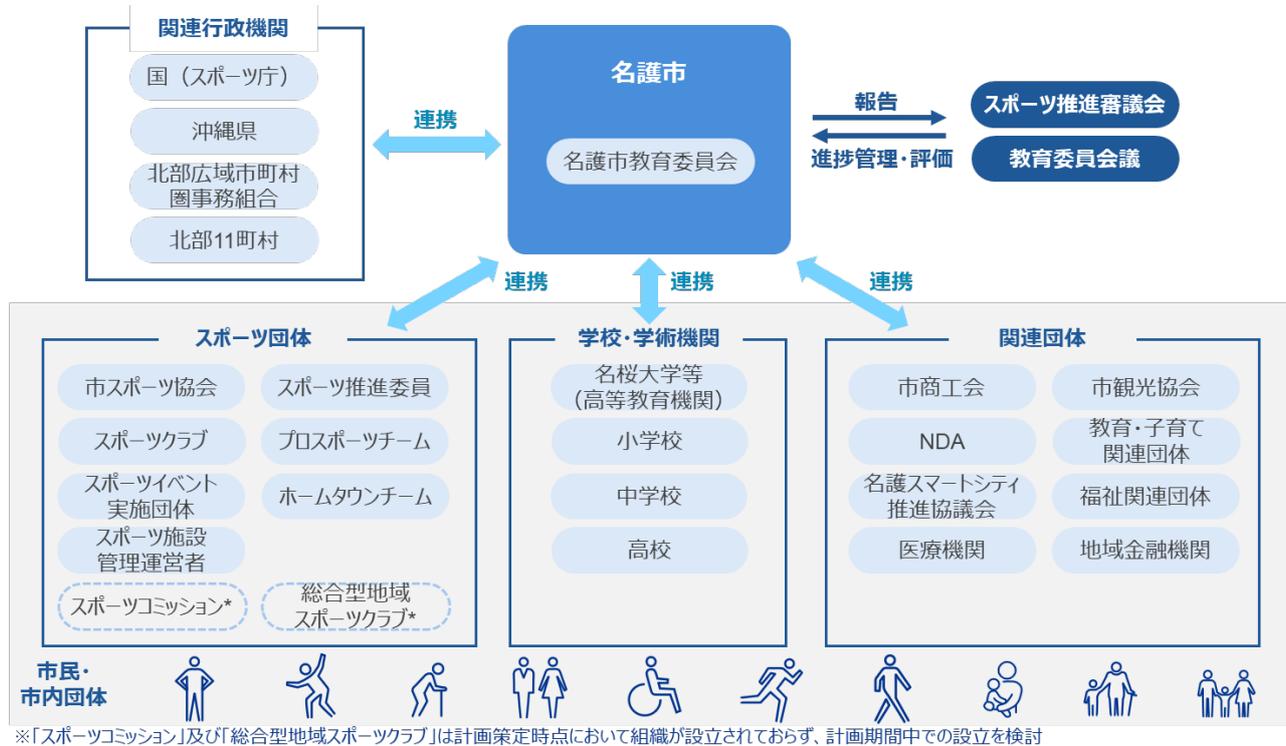


※緑色の関連団体は当該施策実行にあたり特に密な連携が必要と考えられる団体

計画推進体制の全体像

市民が主体的にスポーツを楽しみ、地域での住民相互の交流を図ることができるよう、名護市が中心となり、市民、市内関連団体、関連行政機関と連携をとって計画を推進します。

図表8 協働による事業推進（イメージ）

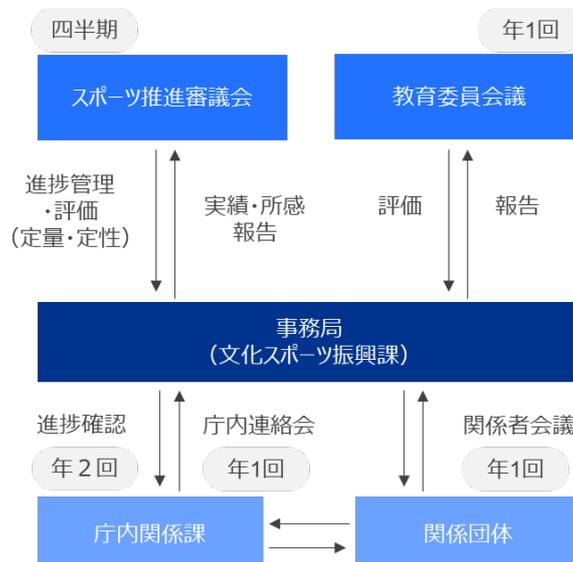


計画の進捗管理・評価

本推進計画に位置付けた施策・取組を着実に推進していくため、スポーツ推進審議会や教育委員会において進捗管理及び評価を行います。

また、本推進計画の施策・取組は他分野に関係するため庁内及び関係者との密な協力が必要であるため、「庁内連絡会」（事務局（文化スポーツ振興課）－庁内関係課間の会議体）や「関係者会議」（事務局（文化スポーツ振興課）－関係団体間の会議体）を年1回開催し、前年度の実施結果・評価報告や当該年度の改善方針を議論します。

図表9 計画の進捗管理・評価（イメージ）



今後のスポーツ推進における取組の方向性

今後のスポーツ推進にあたっては、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず誰もが身近な地域でスポーツに親しみ、スポーツに参画する人口の拡大につながる取組が必要です。

市民アンケートの結果などをもとに、名護市のスポーツ推進に関する現状と課題の分析を行ったうえで、今後のスポーツ推進における取組の方向性と必要となる取組を整理しています。

図表10 SWOT分析

		強み(Strengths:S)	弱み(Weaknesses:W)
内部環境		① 冬季でも温暖な気候、北部地域・東アジア圏の玄関口 ② 他地域と比較した若い世代の多さ ③ 美ら海水族館や開業予定のJUNGLIAなど観光コンテンツ ④ 名桜大学でのスポーツ・健康・観光人材の育成環境 ⑤ 全国唯一の経済金融活性化特別地区の指定 ⑥ TSUNAGU CITYなど市民参加型のまちづくり推進 ⑦ スポーツ施設の充足（アーバンスポーツ施設整備） ⑧ 自然資源とマリンスポーツの充実（やんばる・ビーチ等） ⑨ 多種多様なスポーツ大会（ツール・ド・おきなわ、ハーリー等） ⑩ 県内で有数のスポーツコンベンション開催実績 ⑪ 多様なスポーツキャンプの開催 ⑫ 北部地域における観光DMO設立の動き	① 20代名護市民のスポーツ実施率の低さ ② 多様目・多志向の広がり ③ スポーツ団体における経営・指導者の高齢化 ④ 事業の担い手不足、収益性低下 ⑤ 北部地域へのアクセスの弱さ ⑥ 部活動の地域移行など地域連携の弱さ ⑦ スポーツ推進体制（スポーツ推進委員等）の固定化 ⑧ 施設の老朽化進行 ⑨ 施設（宿泊、飲食、駐車場等）の点在による移手段の少なさ ⑩ 観戦、利用時の非効率な施設管理・運営（予約、鍵の管理等） ⑪ スポーツコンテンツの不足 ⑫ 県外事業者の認知度（関連施設・イベント等）の低さ ⑬ 北部11町村との連携の弱さ
		機会(Opportunities:O) ① 多様な主体（子ども、高齢者等）におけるスポーツ機会創出 ② スポーツ界におけるDXの推進 ③ 国際競技力の向上 ④ アーバンスポーツなど、新たなスポーツの人気向上 ⑤ スポーツの国際交流・協力 ⑥ スポーツによる健康増進、ウェルビーイングの向上 ⑦ スポーツの成長産業化 ⑧ スポーツによる地方創生、まちづくり ⑨ スポーツを通じた共生社会の実現 ⑩ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化 ⑪ スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」 ⑫ スポーツを実施する者の安全・安心の確保 ⑬ スポーツ・インテグリティの確保	脅威(Threats:T) ① 少子高齢化 ② ライフスタイルの急速な変化 ③ 持続可能な社会へのコミットメント ④ スポーツ界全般での担い手不足 ⑤ スポーツ界全体での収益性の低さ ⑥ スポーツコンテンツの魅力向上の必要性
外部環境			

図表11 クロスSWOT分析

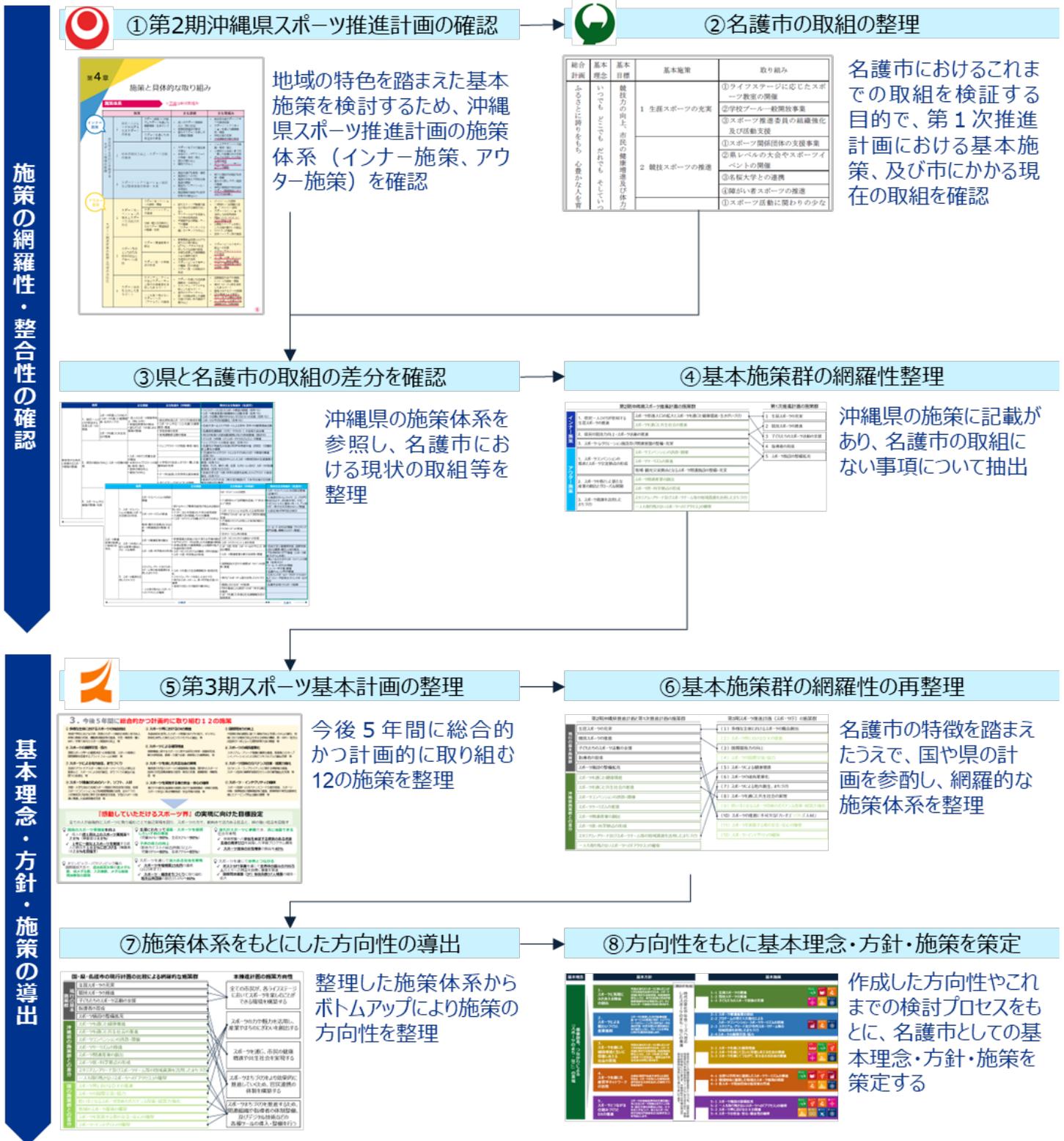
		内部環境	
		機会(Opportunities)	脅威(Threats)
強み(Strengths)	外部環境	強みを生かして機会を勝ち取るためには？ (SO) ① スポーツツーリズムの機会最大化 ・ 北部11町村との連携強化、インバウンドの再開傾向や、テーマパーク建設・中心地の再開発を契機とした観光客の呼込 ・ 冬季でも温暖な気候を生かした合宿誘致や、マリンスポーツ等、名護の自然特性を活かしたスポーツツーリズムの機会最大化 ・ 観光客の「する」「みる」「ささえる」サービス（移動・観戦等） ② 名桜大学や事業者等との連携強化（ヘルスケア・教育・観光、障がい者スポーツ） ③ スポーツ指導に係る人材育成（女性活躍、高齢者、障がい者） ④ 経済金融活性化特別地区を活用したスポーツ関連企業の誘致・支援 ・ コンベンション機能を拡充した産業振興	強みを生かして脅威を機会に変えるためには？ (ST) ① 豊富なスポーツ・観光・自然アセットを活かした生涯スポーツの推進 ② 市民参加型まちづくりの推進による地域コミュニティ活性化
	弱み(Weaknesses)	弱みを補強して機会をつかむためには？ (WO) ① デジタル化を通じたコンテンツの魅力向上によるスポーツ産業成長 ・ スポーツテックや健康ポイント制度の活用による運動習慣の形成、運動を実施することへの魅力度向上 ② 冬季でも楽しめるスポーツコンテンツによる観光客の呼込 ・ 北部11町村との連携によるスポーツ（アーバンスポーツ等）の促進 ・ スポーツコンベンション機能の強化 ③ 新たなモビリティによるアクセス改善（施設間移動支援） ④ スポーツ指導者のスキル向上 ⑤ アスリートのセカンドキャリア支援 ⑥ 学校体育における民間事業者のスポーツ指導者派遣	弱みから最悪のシナリオを避けるためには？ (WT) ① 地域連携や指導者強化 ・ 総合型スポーツクラブ設立による地域連携 ・ スポーツ推進委員の活動環境の充実 ② スマートシティ・DX化等による施設管理（予約等）の効率化、情報発信 ③ デジタル技術を活用したレジリエンス強化（劣化診断等）

本推進計画の策定プロセス

本推進計画の策定にあたり、スポーツ基本法におけるスポーツの意義や目的、名護市におけるこれまでのスポーツ推進の方針などを踏まえて、名護市のスポーツ推進に関する基本的な考え方に基づく基本理念・基本方針・基本施策を以下のように検討しました。

基本理念・基本方針・基本施策の策定プロセス

図表12 本推進計画策定の流れ



第2次名護市スポーツ推進計画

令和7（2025）年3月 発行

発行：名護市 地域経済部 文化スポーツ振興課

〒905-0014

沖縄県名護市港二丁目1番1号

名護市民会館 2階

電話：（0980）53-1212（代表）

